

第44回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和8年6月22日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

京都市役所 分庁舎4階 第1・2会議室

3 出席者（敬称略）

委員9人、事務局7人

会 長 谷 史人

副会長 山本 芳華

委 員 大洞 英典

〃 岡田 博史

〃 小野 善三

〃 下田 唯

〃 辻本 瑞季

〃 八尋 錦之助

〃 横山 長尚

保健福祉局医務担当局長、京都市保健所長

池田 雄史

医療衛生担当部長

南 秀明

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

西原 和美

〃 食品安全係長

村北 佳史

〃 食品監視係長

小谷 晃史

〃 食品安全担当

石田 由貴子

〃 食品安全担当

岡田 有紀

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 審議

ア 会長及び副会長の選任

イ 令和7年度京都市食品衛生監視指導結果について

ウ 第3期京都市食の安全安心推進計画（令和3年度～7年度）における取組の実施結果について

エ 第4期京都市食の安全安心推進計画（令和8年度～12年度）の取組予定について

(4) 閉会

5 会議録

(1) 会長及び副会長の選任

●事務局

京都市食の安全安心推進条例施行規則第12条第2項の規定により、会長は委員の互選により選出することとなっており、また、会長は副会長を指名することとなっている。まず、会長の選任については、事前に委員の皆様にご意向を伺ったところ、谷委員を会長に推薦する声が寄せられている。他に候補はいないため、引き続き谷委員に会長に就任いただくことを皆様の拍手を持って承認いただきたい。

○委員一同

拍手（承認）

●事務局

谷委員、審議会の会長を引き受けていただけるか。

○谷委員

お引き受けする。

京都市の規則によると、会長が副会長を指名することとなっている。そこで、私としては、これまでの審議会において、副会長を歴任し、また、特別な知見を持っている山本委員に是非お願いしたいと思うが、山本委員よろしいか。

○山本委員

お引き受けする。

(2) 令和7年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

資料1により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

3ページの鳥インフルエンザについて、京都府内で21年ぶりに発生したということだが、近畿圏では他に発生はなかったのか。

●事務局

兵庫県で発生していたと認識している。

○委員

第1回目は10月に北海道で発生し、時期が冬になるにつれて発生件数が増えるのか。渡り鳥を経由して感染していくのか。

●事務局

委員おっしゃるとおり、渡り鳥を経由しての感染経路が考えられており、渡り鳥のシーズンである冬場に発生しやすい。

○委員

2ページの第一市場における監視指導件数が令和7年度は13,000件ほどであり、それまでの15,000件から2,000件減ったことには理由があるのか。

●事務局

意図的に監視指導件数を減らした等ということはない。概ね5、6年ごとに営業許可の有効期限を迎えるため、その更新の際には必ず施設の立ち入りを実施している。許可の更新件数には年毎に波がある。食品衛生法の改正があり、以前は、国の方から年に何回、このような施設に監視に行くようにと指示があったが、法改正後は、それぞれの自治体の実情に応じた監視とするよう、そのために監視指導計画を策定することになっている。令和7年度も監視指導計画を策定して、一斉監視など実施すべき監視は行っていると考えている。

○委員

2ページの許可を要しない営業施設数はどのような施設か。

●事務局

許可を要しない営業施設数については、24ページをご覧ください。食品衛生法において許可が必要な業種が定められている。その他、許可を要しない届出があり、24ページに記載の業種が対象である。

●事務局

補足すると、平成30年に食品衛生法が改正し、令和3年に施行された。許可業種は、公衆衛生上与える影響が著しい、リスクが高い32業種が定められており、自治体の条例等で規定されている施設基準を遵守しなければならない。それ以外の業種で、公衆衛生上与える影響は、許可業種ほど大きくないが、保健所が対象施設数を把握しておくべきされているのが届出業種であり、

24 ページの一覧である。届出も義務となっている。

○委員

オンラインで食中毒の届出を受け付けているが、電話よりも多くなっているのか。年齢層など特徴があれば教えてもらいたい。

●事務局

オンラインでの食中毒の届出は令和5年12月から導入しており、比較的好評と認識している。時間がない方、昼間は仕事をしていて夜でないと連絡が取れないという方が若い方に多く、時間がある時間帯に入力し京都市に届け出ただけであり、順調に進んでいる。

○委員

オンライン届出はまだやったことがないが、例えば、腹痛時にそれが食中毒かどうか分かるのか。届出画面でどのような聞き方をしているのか。

●事務局

届け出る内容については、電話と大差はない。具体的には、複数名で飲食店を利用した後、数名が体調を崩したため、食中毒ではないかと保健所に届出されることが多く、オンライン届出には、その状況を自由に記載できる入力フォームを設けている。スマートフォンからも届出ができ、いつ、誰と、どの飲食店を利用して、何人がいつから症状があるという情報を届け出いただく。それを受けて、保健所の職員が、食中毒なのかそうではないのか判断するために、必要な情報について追加質問する対応を取っている。

○委員

8 ページの中ほどの表で漬物に表示にない添加物が検出とあるが、これは表示しておけば問題なかったところ表示できていなかったのか。それとも使用してはいけない添加物を使っていて、全て回収したのか。

●事務局

前者になる。実際には、使っても問題ない添加物であったが、表示がされていなかった。表示していれば問題はなかった。

●事務局

補足すると、大根の漬物について、同じ製造所で製造している柴漬けに赤色の着色料が使われており、微量でも反応するため、検出されてしまったものである。

○委員

14 ページの食品の自主回収について、アレルギーの表示が欠落していたというのは、どのような事例が多いのか。

●事務局

令和7年度は32件自主回収の報告があった。自主回収に至った理由の多くが、本来貼らなければならない表示ラベルを別の商品に貼ってしまったというケースである。別の商品のラベルを貼ってしまうことで、例えば、そこに乳のアレルギーが記載されておらず、乳のアレルギーの表示が欠落してしまい、表示違反となり、自主回収に着手するケースが多い。

○委員

慎重に商品を取り扱えば防げるということか。

●事務局

アレルギーの表示というよりは、商品の表示シールを確実に貼っておけば防げた問題であるため、施設側の確認不足で一定数発生してしまったものである。

○委員

年々減っているのか。

●事務局

自主回収報告制度は令和3年から始まっているが、京都市内では毎年この程度の件数が発生している。

○委員

いくつか意見があったが、令和8年度の計画は実行されているため、令和9年度の計画策定の際に参考にさせていただきたい。

- (3) 第3期京都市食の安全安心推進計画（令和3年度～7年度）における取組の実施結果について
第4期京都市食の安全安心推進計画（令和8年度～12年度）の取組予定について

資料2-1、2-2、3-1、3-2により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

資料3-1について、一番下に、「参加者の理解度を把握して」とあり、ヒアリングは、アップデートしていくために必要な視点だと思うが、この参加者には、資料3-2の外国人従業員や小中学校に配布したものが分かりやすかったかどうかということも対象になるのか。

●事務局

市民向けリスクコミュニケーションの理解度は、講習会等のリスクコミュニケーションを行った際のアンケート結果を予定している。外国人従業員への衛生教育や小中学生への食中毒予防啓発を対象にするかどうかについては、これらの重点施策の評価方法が議論中であり、もしかしたら含めるかもしれないが、現時点では含める予定ではない。

●事務局

指標の対象に入れるかどうかは別として、動画の作成については、例えば外国人従業員への衛生教育動画については、事業者から使用してどうであったか、何らかの方法で情報を入手し、検証は必要であると考えている。小中学生向けの動画も然りで、子どもたちに十分理解できる内容であったかというところは検証していかなければならない。外国人従業員は事業者が使用し、小中学生は学校、教育機関を仲介するため、使用した際の意見やリアクションをどのように集めていくかが課題であると考えている。

○委員

正にその部分で、作って終わりにならなければいい。従業員に対する動画であれば雇用主であったり、子どもたちに対する動画であれば学校であったり、使いやすさやどういった反響があるか情報が入ってくると思うので、コミュニケーションを取りながら作っていけばいいと感じた。

●事務局

第4期計画は、（計画冊子の）3ページに掲げているとおり、いわゆるPDCAで進捗管理をしていくということが基本的な考え方であるため、動画についても作りっ放しということではなく、作る時も、できあがってからも意見をいただき、実のある動画にして、利用を進めていく必要がある。本日いただいた意見も踏まえながら進めていく。

○委員

1つ目の重点施策である事業者による外国人従業員向け衛生教育の支援の動画は、「各種言語に対応した」とあるが、どのような言語を想定しているのか。

●事務局

英語、中国語、ベトナム語を想定している。

○委員

京都市内における外国人従業員はその国々の方が多いのか。

●事務局

そうである。

英語は、欧米の方が多いというわけではなく、英語を話すということである。

○委員

インドネシアはどうか。

●事務局

確かにインドネシア、フィリピン、韓国からの日本への就業者も多いが、順番ではベトナムに

なる。先ほど、資料３－２で報告したとおり、現在、事業者等に対してアンケートを実施しており、外国人従業員が使っている言語もアンケート項目に入れている。また、京都労働局が公表しているデータを見ると、ベトナム、中国となっており、こうした資料も参考としている。

○委員

日本人に向けては講習会を開いているところ、外国人に向けては動画を作らないといけない理由はあるのか。講習会の資料に翻訳を付けて渡してもいいのではないのか。

●事務局

講習会はリスクコミュニケーションの一環で、事業者を対象に実施している。従業員の教育は事業者が実施するものであるが、外国人従業員が増えている中、事業者において伝達する言語が壁になっていることもあるため、教材を作成することで事業者への支援になればいいと考えている。

○委員

目的は理解するが、動画は経費が掛かるイメージがあるため、動画でないといけないのか、文章や本では駄目なのか、理由付けがないと、税金で実施するに当たり理解が得られないのではないのか。

●事務局

外国人従業員向けの動画は教育する側の日本人の事業者等にもその内容が分かるようなものとする必要があると考えている。そのため、日本人の大学生のアルバイトなど、食品に初めて携わる方が見ても、衛生教育に役立つ動画にしたいと考えている。また、言葉に頼らず目視で伝わりやすい動画とする。小中学校の関係で、学校関係者と話をすることもある中、当初５分、１０分の動画を想定していたところ、それでは長く、数分間がいいという意見もあったため、言葉ではなく目視で、インパクトがあり、理解されやすいものを作成する。

○委員

最近の若者は YouTube 等でパッと見ることに慣れているということはあるかもしれない。

○委員

外国人差別的な要素が出てこないように、動画は言語が切り替えられるような形にして、外国人だけではなく、みんなに伝えることができれば、あえて外国人という言葉は不要になる。その辺りの配慮をお願いしたい。

○委員

ダイバシティ・エクイティ&インクルージョンの考え方に沿った形で動画を作成できればいいと思う。

●事務局

おっしゃるとおりであるが、キャストの出演にも経費が掛かるため、可能な範囲で検討させていただく。現時点では、様々な言語を話すというよりかは、日本語で作成したものにベトナム語の字幕が出ることを想定しているため、その辺りは対応できると考えている。

○委員

観光客を対象とした食中毒予防啓発は、国内国外共に啓発を考えていると思うが、国内については、衛生管理を理解しており、また、周知しやすい。外国人観光客は、衛生管理自体が国によって異なることと、どのタイミングで伝えていくかが難しいと考えている。外国人観光客にお知らせする場合、観光前か観光中となるが、外国人の方は基本的に SNS しか使用されないため、どのタイミングでどのように伝えていくか、国籍や動きを見ながら検討いただきたい。

●事務局

現時点での我々の想定として、外国人観光客が立ち寄る観光関係のところにアプローチできればいいと考えている。これは、観光中のアプローチとなるが、観光前についても SNS の利用も含め検討させていただく。

○委員

小中学生等を対象とした食中毒啓発について、なぜ、小中学を対象としているのか。小中学生

は親が作ったものを食べており、私の身の回りでは、高校生や大学生の食中毒を聞くため、もう少し高い年齢層の若者に対する啓発は考えているのか。

●事務局

カンピロバクター食中毒は10代、20代の患者が非常に多いため、第3期計画も含めて以前から、大学生に向けた食中毒啓発に取り組んできており、それは引き続き行っていく。大学生は飲み会等も楽しい時期であり、なかなか啓発しても響きづらいところもあるため、もう少し若年層に対して追加で啓発していくことが今回の施策である。

●事務局

大学生への講習会実施時に、鳥刺しが好きな人と尋ねると多くの学生が手を挙げ、食中毒のリスクがあることを分かっているにもかかわらず美味しいから食べるという答えが返ってくる。大学生にまでなると考えが固定化し行動変容につなげることは難しいため、小学生等低年齢の段階で意識付けを行い、リスクを知ること、大人になっても手を出さないのではないかと考えている。

○委員

小中学生の時から知識を身に付けてもらおうと重点施策としている。

○委員

資料3-2について、今回、重点施策に掲げているものは、情報の最終的な届け先が今までとは異なる。難しい相手に対するリスクコミュニケーションにチャレンジしており、保健福祉局だけではなく、他の部局との連携が重要になってくるという印象を持っている。観光客を対象とする場合、どのタイミングで啓発するか、どこで情報を流すか、様々な方法があると思う。小中学生を対象とする場合、1年目はどのような形で進めていくか、小さくスタートして試してみて、成功したら次はどのように広げていくか、段階を追って、他局と協力して進めていくことも考えられる。外国人従業員への衛生教育の支援については、外国人従業員には滞在年限があるため、常に人が代わっていく可能性があることも含めて、どのようにアプローチしていくか考える必要がある。

○委員

事務局においては、いただいた意見は第4期計画に掲げている施策実施の参考にさせていただきたい。

全体を通しての意見、質問等はあるか。

○委員一同

特になし。

○委員

特に意見、質問等はないようなので、本日の審議はこれにて終了とさせていただく。本日は活発な議論をいただき、感謝する。

(以上)